

○厚生労働省告示第十三号
厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養
(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号)第
一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定め
る先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省
告示第四百二十九号)の一部を次のように改正する。
平成二十五年二月一日

厚生労働大臣 田村 憲久
第二第八号口①③及び第十五号口①③中、「二年
以上」の下に、「(放射線治療(四門以上の照射、運
動照射、原体照射又は強度変調放射線治療(EM
RT)による体外照射に限る。)による療養につい
て一年以上の経験を有する者については、一年以
上)」を加える。

第二十二号口②中、「神経内科専門医」の
下に、「精神科専門医(社団法人日本精神神経学
会(昭和二十一年七月十日に社団法人日本精神神
経学会という名称で設立された法人をいう。)が認
定したものをいふ)」を加える。

第二十五号口②中、「有する」を「有す」
かつ、当該療養を主として実施する医師若しくは
補助を行う医師として七例以上の症例を実施して
おり、そのうち当該療養を主として実施する医師
として二例以上の症例を実施していること又は当
該療養について一年以上の経験を有し、かつ、当
該療養を主として実施する医師若しくは補助を行
う医師として十例以上の症例を実施してあり、そ
○農林水産省告示第四百二十三号
野菜生産出荷安定法(昭和四十二年法律第三号)第六條第一項及び第七條第一項の規定に基づき、
平成十七年五月二十日農林水産省告示第九百四十四号(野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指
定産地を指定した件)の一部を次のように改正し、同法第六條第三項及び第七條第二項において準用
する同法第四條第五項の規定に基づき、告示する。
平成二十五年二月一日

表四三陸の項を削る。
表五山武の項中「並びに」を、「大網白里市及び」に改め、「大網白里町及び」を削り、同表徳島海
南の項中「牟岐町及び」を削る。
表七山武の項中「山武市」の下に、「大網白里市」を加える。
表十一山武の項中「山武市」の下に、「大網白里市」を加える。
表十三玉名の項中「熊本県」の下に、「荒尾市」を加える。
表十四玉名の項中「熊本県」の下に、「荒尾市」を加える。
表二十和田の項を次のように改める。

十和田おいらせ
青森県十和田市並びに上北郡七戸町のうち七戸町の区域及び東北町のつ
ち北上北町の区域
表二十大館の項を次のように改める。

北秋鹿角
秋田県大館市、鹿角市、北秋田市及び鹿角郡

のうち当該療養を主として実施する医師として二
例以上の症例を実施している」に改め、同号口①
④を次のように改める。
④ 削除

○厚生労働省告示第十四号
食品衛生法(昭和二十二年法律第三十三号)第
十一条第一項及び第十八条第一項の規定に基づ
き、食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚
生省告示第三百七十号)の一部を次のように改正
する。
平成二十五年二月一日

厚生労働大臣 田村 憲久
第一のBの8中「以下「特定牛」という。」を
農
田
安全基本法(平成十五年法律第48号)第11条第1
項に規定する食品健康影響評価の結果を踏まえ、
食肉の加工に係る安全性が確保されていると認め
られる肉又は地域において飼養された、月齢が30
日以下の牛(田舎の年月日から起算して30日を経
過した日までのものをいう。)を除く。以下「特定
牛」という。以下「せき柱」を「背柱」に「胸椎横
突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。」を
「背柱」に改める。
第2のEの添加物一般の目の4.中「せき柱」
を「背柱」に改める。
第3のFの4中「せき柱」を「背柱」に改める。

農林水産大臣 林 芳正
表二十山武の項中「山武市」の下に、「大網白里市」を加え、「大網白里町」を削る。
表二十一ひくくの項中、「のうち旧大根占町の区域」を削る。
表二十四なんぐくの項中、「のうち旧大根占町の区域」を削る。
○農林水産省告示第四百二十四号
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する
法律(平成二十二年法律第六十七号)第四条第三項及び第四十条第一項の規定に基づき、農林漁業者
等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針(平
成二十三年三月十四日農林水産省告示第六百七十号)を次のように変更したので、同法第四条第五項及
び第四十条第四項の規定に基づき公表する。
平成二十五年二月一日

農林水産大臣 林 芳正
表二十山武の項中「山武市」の下に、「大網白里市」を加え、「大網白里町」を削る。
表二十一ひくくの項中、「のうち旧大根占町の区域」を削る。
表二十四なんぐくの項中、「のうち旧大根占町の区域」を削る。
○農林水産省告示第四百二十四号
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する
法律(平成二十二年法律第六十七号)第四条第三項及び第四十条第一項の規定に基づき、農林漁業者
等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針(平
成二十三年三月十四日農林水産省告示第六百七十号)を次のように変更したので、同法第四条第五項及
び第四十条第四項の規定に基づき公表する。
平成二十五年二月一日

表二十山武の項中「山武市」の下に、「大網白里市」を加え、「大網白里町」を削る。
表二十一ひくくの項中、「のうち旧大根占町の区域」を削る。
表二十四なんぐくの項中、「のうち旧大根占町の区域」を削る。
○農林水産省告示第四百二十四号
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する
法律(平成二十二年法律第六十七号)第四条第三項及び第四十条第一項の規定に基づき、農林漁業者
等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針(平
成二十三年三月十四日農林水産省告示第六百七十号)を次のように変更したので、同法第四条第五項及
び第四十条第四項の規定に基づき公表する。
平成二十五年二月一日

表二十山武の項中「山武市」の下に、「大網白里市」を加え、「大網白里町」を削る。
表二十一ひくくの項中、「のうち旧大根占町の区域」を削る。
表二十四なんぐくの項中、「のうち旧大根占町の区域」を削る。
○農林水産省告示第四百二十四号
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する
法律(平成二十二年法律第六十七号)第四条第三項及び第四十条第一項の規定に基づき、農林漁業者
等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針(平
成二十三年三月十四日農林水産省告示第六百七十号)を次のように変更したので、同法第四条第五項及
び第四十条第四項の規定に基づき公表する。
平成二十五年二月一日

農林水産大臣 林 芳正
表二十山武の項中「山武市」の下に、「大網白里市」を加え、「大網白里町」を削る。
表二十一ひくくの項中、「のうち旧大根占町の区域」を削る。
表二十四なんぐくの項中、「のうち旧大根占町の区域」を削る。
○農林水産省告示第四百二十四号
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する
法律(平成二十二年法律第六十七号)第四条第三項及び第四十条第一項の規定に基づき、農林漁業者
等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針(平
成二十三年三月十四日農林水産省告示第六百七十号)を次のように変更したので、同法第四条第五項及
び第四十条第四項の規定に基づき公表する。
平成二十五年二月一日

表二十山武の項中「山武市」の下に、「大網白里市」を加え、「大網白里町」を削る。
表二十一ひくくの項中、「のうち旧大根占町の区域」を削る。
表二十四なんぐくの項中、「のうち旧大根占町の区域」を削る。
○農林水産省告示第四百二十四号
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する
法律(平成二十二年法律第六十七号)第四条第三項及び第四十条第一項の規定に基づき、農林漁業者
等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針(平
成二十三年三月十四日農林水産省告示第六百七十号)を次のように変更したので、同法第四条第五項及
び第四十条第四項の規定に基づき公表する。
平成二十五年二月一日

表二十山武の項中「山武市」の下に、「大網白里市」を加え、「大網白里町」を削る。
表二十一ひくくの項中、「のうち旧大根占町の区域」を削る。
表二十四なんぐくの項中、「のうち旧大根占町の区域」を削る。
○農林水産省告示第四百二十四号
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する
法律(平成二十二年法律第六十七号)第四条第三項及び第四十条第一項の規定に基づき、農林漁業者
等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針(平
成二十三年三月十四日農林水産省告示第六百七十号)を次のように変更したので、同法第四条第五項及
び第四十条第四項の規定に基づき公表する。
平成二十五年二月一日